

株 主 各 位

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

- 事業報告の「会社の体制および方針」
- 株主資本等変動計算書
- 計算書類の「個別注記表」

株式会社フェイスネットワーク

上記の事項につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://faithnetwork.co.jp/ir/irnews/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は企業集団における業務の適正を確保するための体制として、2018年11月13日の取締役会にて、「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、企業行動規範及び企業倫理規程、その他主要な規制法令に関連する規程を定め、遵守に向けた取り組みを徹底する。
 - b. 取締役会は、全てのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款及び取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。
 - c. 監査役会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
 - d. リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
 - e. 監査部門は代表取締役社長へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査役に報告する。
 - f. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
 - g. 内部通報制度の窓口を社内に設置する。また、その運用に関する規則を定め、通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。
 - h. 反社会的勢力への対応を所管する部署を定め、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その上で総務人事部長を情報の保存及び管理を監督する責任者とする。
 - b. 情報セキュリティ及び情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 業務に係る各種のリスクに対する適切な管理とリスク発生の防止に努めるため「リスク管理規程」を定め、経営の健全性確保を目指して体制の整備に取り組む。
 - b. リスク管理委員会にて、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とする。
 - b. 取締役会並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
 - c. 全社の重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を設置して、取締役会並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
 - d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
 - e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役の職務を補助する監査役会事務局は監査役会の要求により設置するものとする。
 - b. 前号の従業員の人数、人選等については監査役会との間で協議のうえ決定する。
 - c. 監査役の職務を補助する従業員は、その職務に従事する間、監査役の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - a. 当社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査役に報告するものとする。
 - b. 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
 - c. 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査役へ報告を行う。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査役会に送付する。
 - b. 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明する。

- c. 監査部門又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。
 - d. 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑧ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社に関係会社の所管責任者を設置し、リスクの適切な管理及び経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組むものとする。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行については、関係会社管理規程に基づき、その職務の重要度に応じ、当社の所管責任者や取締役会への報告を行うものとする。
 - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の内部監査部が定期に子会社の監査を行う。

(当該体制の運用状況の概要)

当社における業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスの状況

当社のコンプライアンス意識の向上のため、外部講師を招いてインサイダー取引等の法令や社会的規範に関する研修教育を行いました。また、コンプライアンス違反となりうる事象の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報制度運用規程の整備を行うと共に、内部通報制度を導入し、全社員に周知を行っております。

② 取締役の職務執行

取締役会を20回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

③ 監査役の職務執行

監査役会を14回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査部にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また監査役、会計監査人、内部監査は互いに連携し定期的に意見交換を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本に、業績推移・財務状況・今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、成果の果実を株主と共有すべく、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款に定めております。

当該方針に基づき第20期事業年度の配当につきましては、1株当たり32円（普通配当30円、市場変更記念配当2円）としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の新規事業の展開への備えと物件の開発資金としていくこととしております。

株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年4月1日残高	681,120	631,120	220	631,340
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2021年3月31日残高	681,120	631,120	220	631,340

(単位：千円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		特別償却準備金	繰越利益剰余金			
2020年4月1日残高	10,000	8,700	2,900,860	2,919,560	△101	4,231,919
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△149,397	△149,397		△149,397
当期純利益			585,075	585,075		585,075
特別償却準備金の取崩		△3,616	3,616	－		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	－	△3,616	439,294	435,677	－	435,677
2021年3月31日残高	10,000	5,083	3,340,154	3,355,238	△101	4,667,597

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△2,793	△2,793	4,229,126
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△149,397
当期純利益			585,075
特別償却準備金の取崩			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△13,819	△13,819	△13,819
事業年度中の変動額合計	△13,819	△13,819	421,858
2021年3月31日残高	△16,612	△16,612	4,650,984

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | ①関係会社株式 |
| | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 | 時価法を採用しております。 |
| (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 販売用不動産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |
| 仕掛販売用不動産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|----|-------|-----|--------|--------|-------|-------|------|-----------|-------|
| (1) 有形固定資産 | <p>建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。</p> <p>ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～35年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8～17年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2～6年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> | 建物 | 3～50年 | 構築物 | 10～35年 | 機械及び装置 | 8～17年 | 車両運搬具 | 2～6年 | 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
| 建物 | 3～50年 | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 10～35年 | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置 | 8～17年 | | | | | | | | | | |
| 車両運搬具 | 2～6年 | | | | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 | | | | | | | | | | |
| (2) 無形固定資産 | <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> | | | | | | | | | | |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|----------------|--|
| (1) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。 |
| (2) アフターコスト引当金 | 当事業年度末までに販売した物件に係るアフターコストに備えるため、個別物件に係る必要額を計上しております。 |

- (3) 工事損失引当金 …………… 受注工事にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末の手持ち工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。
- (4) 株主優待引当金 …………… 株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- 収益及び費用の計上基準 …………… 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ②その他の工事
工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法 …………… ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- ㊦ヘッジ手段……………金利スワップ取引
 - ㊧ヘッジ対象……………借入金
- ③ヘッジ方針
借入金に係るヘッジ取引は、デリバティブ管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っています。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。
- (2) 消費税等の処理方法 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

表示方法の変更

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

工事進行基準

1. 当事業年度計上額

請負工事売上高（未 completion） 788,323千円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事にかかる収益の計上基準として、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、工事進捗度に応じて収益を計上しております。

工事進捗度は、決算日までの実際発生原価の工事完了までの見積工事原価総額に対する割合に基づき、見積工事原価総額は当初は実行予算に基づき算定しております。見積工事原価総額は、実行予算作成時には入手可能な情報に基づき、仕様や工期、調達価格等の主要な仮定を設定し、工事の完了に必要な各工事種別毎に原価を見積もり、工事着手後においては各案件毎に実際発生原価を集計・管理し、追加工事を含め、状況の変化に伴い見積工事原価総額の見直しを行っております。

見積工事原価総額に用いられる各種の仮定は、想定していなかった工事の発生や、調達価格の変動等が生じたことにより、見積工事原価総額が変更となった場合には、翌事業年度の財務諸表において、売上高及び売上原価が変動する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	15,003千円
販売用不動産	824,292千円
仕掛販売用不動産	2,864,459千円
建物	614,499千円
土地	1,164,527千円
計	5,482,782千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	170,000千円
1年内返済予定の長期借入金	867,402千円
長期借入金	4,064,711千円
1年内償還予定の社債に対する銀行保証	10,000千円
計	5,112,114千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	24千円
長期金銭債権	10,000千円
短期金銭債務	300,225千円
長期金銭債務	305千円

3. 資産の保有目的の変更

販売用不動産の一部について、販売から賃貸へ保有目的を変更したことに伴い、159,525千円を有形固定資産（土地、建物）に振り替えております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	10,380千円
仕入高	27,840千円
営業取引以外の取引(支出分)	5,662千円

2. 関係会社整理損

特別損失の関係会社整理損23,327千円は、解散・清算を予定している子会社のザ・スタイルワークス株式会社に関連する関係会社株式評価損、貸倒損失等によるものです。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,980,000株
------	------------

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	77株
------	-----

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2020年6月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	149,397,690円
--------	--------------

1株当たり配当金額	30円
-----------	-----

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

基準日	2020年3月31日
-----	------------

効力発生日	2020年6月26日
-------	------------

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2021年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	159,357,536円
--------	--------------

1株当たり配当金額	32円
-----------	-----

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

基準日	2021年3月31日
-----	------------

効力発生日	2021年6月28日
-------	------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売上高	165,542 千円
賞与引当金	27,791
減価償却超過額	18,326
工事損失引当金	17,626
未払事業税	14,109
繰延ヘッジ損益	7,331
アフターコスト引当金	3,995
繰延消費税額	2,594
その他	10,620
繰延税金資産小計	267,938
評価性引当額	△1,071
繰延税金資産合計	266,866

繰延税金負債

売上原価	△135,896
特別償却準備金	△2,243
繰延税金負債合計	△138,139
繰延税金資産の純額	128,727

開示対象特別目的会社に関する注記

1. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

① 開示対象特別目的会社の概要

不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品の販売

② 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

不動産特定共同事業法に基づき一棟不動産を小口化し、任意組合型スキームで持分として販売する。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

	取引金額(千円)	項目	金額
不動産譲渡高（注1）	540,635	売上高（注2）	—

（注1）不動産譲渡高は、譲渡時点の譲渡価格で記載しております。

（注2）「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（会計制度委員会報告第15号）に基づき、2021年3月末時点では特別目的会社を通じてリスクと経済価値が他の者に移転していないため、売上高は計上しておりません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動に必要な資金を、主に金融機関等からの借入及び社債発行により調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金・社債等は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクが存在しますが、当社は担当部署である財務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。またその一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 資金調達に係る流動性のリスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性のリスクを管理しております。

② 資金調達に係る金利変動のリスクの管理

当社は、金利スワップ取引を利用することにより、借入金に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めたデリバティブ管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。取引実績は、定期的に取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	3,992,550	3,992,550	－
資産計	3,992,550	3,992,550	－
(1) 短期借入金	(469,890)	(469,890)	－
(2) 社債(*2)	(96,500)	(96,679)	179
(3) 長期借入金(*3)	(5,381,525)	(5,381,711)	186
負債計	(5,947,916)	(5,948,281)	365
デリバティブ取引(*4)	(23,943)	(23,943)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債及び (3) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

①金利スワップ関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ 処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	1,560,143	1,480,715	△23,943

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	2,535

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	当期末の時価（千円）
415,411	419,476

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

関連当事者との取引に関する注記

種類	氏名	議決権等の 所有(被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	蜂谷二郎	(被所有) 直接9.64% 間接 40.17%	当社代表 取締役社長	債務被保証 (注)	138,157	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して上記の代表取締役より債務保証を受けております。取引金額は、期末の借入金残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	933円 95銭
1 株当たり当期純利益	117円 49銭

重要な後発事象に関する注記

2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

・自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、株主還元の実現を図るためであります。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	40,000株（上限）
取得する期間	2021年5月17日～2021年6月14日
取得価格の総額	78,000千円（上限）
取得の方法	東京証券取引所における市場買付